

令和2年第4回区議会定例会

議案説明資料 (追加提案分①)

(議案第102号)

杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

地方税法では、納期限の翌日から納付等の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3パーセント）の延滞金を徴収することとしているところ、市中金利が低水準で推移していることを踏まえ、当分の間、延滞金の割合を特例基準割合に基づき算定する特例が設けられている。

このたび、地方税法の一部が改正され、「特例基準割合」の名称が「延滞金特例基準割合」に改められること等とされたことに伴い、延滞金の割合の特例に係る規定の整備を行う等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、「杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会」に諮問し、その答申を踏まえて、作成したものである。

また、関連する6件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

1 第1条による杉並区行政財産使用料条例の一部改正

「特例基準割合」の名称を「延滞金特例基準割合」に改める等の延滞金の割合の特例に係る規定の整備を行う。（附則第4項）

2 第2条による杉並区使用料等に係る督促及び延滞金に関する条例の一部改正

前記1と同様の改正を行う。（附則第2項）

3 第3条による杉並区国民健康保険条例の一部改正

(1) 延滞金の割合を軽減する期間を納期限の翌日から3月を経過する日までとする。

(第22条)

(2) 「特例基準割合」の名称を「延滞金特例基準割合」に改める等の延滞金の割合の特例に係る規定の整備を行うほか、納期限の翌日から3月を経過する日後の期間に対応する延滞金の割合の特例を定める。（附則第2条）

4 第4条による杉並区後期高齢者医療に関する条例の一部改正

前記3と同様の改正を行う。（第5条及び附則第2項）

5 第5条による杉並区介護保険条例の一部改正

(1) 延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を、その金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てること等とする。（第19条）

(2) 前記3と同様の改正を行う。(第19条及び附則第6条)

6 第6条による杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正

(1) 延滞金の割合を軽減する期間を納期限の翌日から1月を経過する日までとするほか、延滞金の計算における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、36

5日当たりの割合とすることを明確化する。(第50条)

(2) 前記1と同様の改正を行う。(附則第5項)

<実施の時期等>

1 令和3年1月1日から施行する。(附則第1項)

2 必要な経過措置を定める。(附則第2項から第12項まで)